

福井内科医院からのお知らせ

○一般名称での処方

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

例）ロキソニン（商品名）→ロキソプロフェンナトリウム（一般名）など

処方されたお薬のうち、後発医薬品のあるすべての医薬品（2品目以上）が一般名処方されている場合は10点、1品目でも一般名処方されている場合は8点を処方箋ごとに処方箋料に加算されます。

現在医薬品の供給が不安定な状況になっておりますが、当医院では厚生労働省の指示に基づき一般名処方（お薬のメーカーに問わず記載すること）を行っています。

患者様としては、処方箋が一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

○医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています

受診歴、薬剤情報、特定健診情報など必要な診療情報を取得・活用し診療を行います。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

○医療情報DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算

オンライン請求を行っております。

オンライン資格確認を行う体制を有しております。

電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。

質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当医院内、ウェブサイト等に掲示いたします。

○生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ（R6.6.1～）

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理を行う為、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。

対象となる患者様：高血圧症、脂質異常症、糖尿病いずれかが主病の方

患者様個々に応じた療養計画書をお渡しします。初回のみ、署名（サイン）をいただきます。

